

空港利用者を対象とした着地型旅行商品開発・調査業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

平成 31 年 2 月 15 日

長野県松本地域振興局長

1 業務の概要

(1) 業務名

空港利用者を対象とした着地型旅行商品開発・調査業務

(2) 業務の目的

長野県は、平成 28 年 6 月、「信州まつもと空港の発展・国際化に向けた取組方針」を策定し、航空路線の拡充等に取り組んでいる。

松本地域振興局においては、これを見据え、松本地域に特有の自然、文化等の観光資源や体験要素を活かし、個人旅行者向けの魅力的かつ特徴的な着地型旅行商品を開発・造成することにより、空港を活用した誘客促進及び地域内での滞在時間の増加を図る。

(3) 業務の内容

ア 着地型旅行商品の企画・開発

次に掲げる企画案(ア)及び(イ)により、信州まつもと空港を利用する個人旅行者向けの着地型旅行商品をそれぞれ 1 本以上、企画・開発する。

	企画案(ア)	企画案(イ)
概要	安曇野市内を散策するガイド付きサイクリングツアー	松本市乗鞍・上高地地域における自然・アウトドア体験（仮）
連携団体	(一社) 安曇野市観光協会	(一社) 松本市アルプス山岳郷
二次交通	信州まつもと空港シャトル便	レンタカー
実施時期	9～11 月	7～10 月
日程	半日以上	半日以上

イ モニター調査の実施

アにより企画・開発した着地型旅行商品を実際に体験させ、市場調査等を行う。

ウ 実施結果の分析及び課題整理等

ア及びイの実施結果等について、次に掲げる事項に関する分析及び課題整理を行う。

(ア) 体験者及び地元関係者等に対するアンケート調査の実施、分析

(イ) 着地型旅行商品として販売・提供する際の課題整理

(ウ) (ア)及び(イ)の内容を踏まえた地域振興局の支援のあり方

エ 報告書の作成

ア～ウの内容を踏まえた報告書を作成する。

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

※ 仕様書の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容等を踏まえて、契約当事者間の協議に基づき変更する可能性があります。

(5) 履行期間又は履行期限

契約日（平成 31 年 4 月 1 日以降）から平成 32 年 1 月 31 日（金）まで

(6) 費用の上限額

1,901,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出その他の実施要領に基づく手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去 5 年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第 1 号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第 1 号の附表による。

(3) 担当課・問い合わせ先

〒390-0852 長野県松本市大字島立 1020 長野県松本地域振興局企画振興課
電 話 0263-40-1902 (直通)
F A X 0263-47-7821
メール matsuchi-kikaku@pref.nagano.lg.jp

(4) 参加申込書の提出期限、提出先及び提出方法

ア 提出期限 平成 31 年 2 月 25 日 (月) 正午まで

イ 提出先 上記(3)と同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送とします。ただし、郵送の場合は提出期限までに松本地域振興局企画振興課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で上記(3)の担当者に確認してください。

(5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び参加要件具備説明書類に基づき審査します。

(6) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、その旨及びその理由を平成 31 年 3 月 1 日 (金) までに、書面により通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により松本地域振興局長に対して非該当理由について説明を求められます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答します。

(7) その他の留意事項

ア 応募資格要件に該当する者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届 (様式任意) を提出してください。

4 説明会

(1) 対象者 公募型プロポーザルに参加申込手続きをした者

(2) 開催日時 平成 31 年 2 月 25 日 (月) 午後 1 時 30 分～ (予定)

(3) 開催場所 長野県松本合同庁舎 (松本市大字島立 1020) 109 号会議室 (予定)

(4) 費用 説明会参加のための諸費用は、参加者の負担となります。

5 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第 3 号による。

(2) 企画書の作成様式

様式第 3 号の附表による。

(3) 企画書記載上の留意事項

ア 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は上記 1 (6) に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

イ 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期限、受付方法及び回答方法

ア 受付場所 上記3(3)に同じ

イ 受付期限 平成31年2月26日(火)まで

ウ 受付方法 業務等質問書(様式第2号)をFAX又はメール等により提出するものとします。

エ 回答方法 平成31年3月1日(金)までに長野県公式ホームページで公表します。ただし、個別の企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公表とし、質問者に対してFAX又はメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限、提出先、提出部数及び提出方法

ア 提出期限 平成31年3月4日(月)(土曜日及び日曜日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出先 上記3(3)に同じ

ウ 提出部数 6部(原本1部コピー5部)

エ 提出方法 持参又は郵送とします。ただし、郵送の場合は提出期限までに松本地域振興局企画振興課に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、到達したことを電話で上記3(3)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	審査内容	配点
1 業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的、仕様書の内容を満たした提案となっていること。 ・実施手法や調査項目の設定が業務目的を実現する上で、有効であること。 	40
2 業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を適切に行うことができる体制が整っていること。 	20
3 業務についての経験又は技術的適性の有無に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を適切に行うことができるノウハウ、実績等が十分であること。 	15
4 業務に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施に係る必要経費が適切に見積もられていること。 	10
5 その他業務の目的を達するために有効な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・信州まつもと空港及び松本地域の実情及び特性を踏まえた提案であること。 ・現実的かつ効果的な提案であること。 	15
合計		100

(7) 企画提案の選定の方法

ア 上記(6)の合計点が最も高い提案を行った者を見積業者として選定します。ただし、その合計点が60点以下の場合は選定しません。

イ 企画提案書の選定に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。

ウ プレゼンテーションの実施日時及び場所

(ア) 実施日時 平成31年3月8日(金) 午後1時30分～(予定)

(イ) 実施場所 長野県松本合同庁舎(松本市大字島立1020) 特別応接室(予定)

(8) 企画提案審査結果の通知及び公表

ア 上記(7)アにより見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により通知します。

イ 上記アの者以外の者に対して、選定されなかった旨及びその理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を、長野県公式ホームページに掲載するとともに、松本地域振興局企画振興課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

ア 上記(8)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、書面により松本地域振興局長に対して非選定理由について説明を求められます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答します。

(10) その他の留意事項

ア 複数の提案書を提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーションの参加等に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

6 契約書案

別添契約書(案)のとおり

7 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、見積書(様式第4号)を松本地域振興局長に対して提出するものとします。

- (2) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (3) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

8 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、業務概要等の契約情報を、長野県公式ホームページに掲載するとともに、松本地域振興局企画振興課において閲覧に供します。

9 その他

- (1) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (2) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。